

《福祉企画課》

1 社会福祉一般について

高齢者、障がい者等、すべての人が住み慣れた地域で心豊かに生き生きとした生活ができる地域社会を築くため、広く地域住民の参加を求め、地域の福祉推進のため諸事業を展開する。

(1) 日本赤十字社活動【根拠法令：日本赤十字社法】

日本赤十字社鳥取県支部中部地区の事務局として、分区事務担当者会議の開催及び罹災者^{りさい}に対する見舞品の贈呈を行う。

ア 分区事務担当者会議

年1回開催し、次年度の社資の決定等を行う。

イ 小災害罹災者に対する見舞品の贈呈

災害救助法の適用基準に達しない災害が発生した場合、小災害罹災者に対して見舞品を贈呈し激励する。

○平成27年度贈呈世帯数：2世帯（平成28年1月末現在）

(2) ハートフル駐車場利用証制度

①障がいのある方、②高齢者等で歩行が困難な方、③一時的に歩行が困難な方（けが人、妊産婦の方等）に対して、県が利用証を発行し、県と協定を結んだ施設の身体障がい者専用駐車場を「ハートフル駐車場」として、「利用証」を掲示した車のみがこの専用スペースに駐車できるようにする。

○平成27年度利用証発行数：470件（中部管内新規・更新発行件数（平成28年1月末現在））

(3) 社会福祉施設等の指導監査

社会福祉サービスの利用者の利益を保護し、社会福祉事業の適正な事業運営及び施設運営を図るため、施設の設備規模、福祉サービスの提供方法、利用者等からの苦情への対応、その他施設運営を行うに当たって必要とされる最低の基準を確保することを目的とし、本庁各課及び局内関係各係と連携して社会福祉施設等の指導監査を行う。

ア 児童福祉行政指導監査【根拠法令：児童福祉法】

〔実地監査実施割合〕	〔管内の対象施設数〕	〔平成27年度指導実績〕
・管内の私立保育所(園)：2年に1回	21 (認定こども園5を含む。)	13 (認定こども園2を含む。)
・管内の公立保育所(園)：3年に1回	31 (認定こども園15を含む。)	13 (認定こども園6を含む。)
・管内の私立児童館	2年に1回 3	2
・管内の公立児童館	3年に1回 12	4
・児童福祉実施機関(市町)：1年に1回	5	5
・管内の母子生活支援施設：1年に1回	2	2

(実地監査を行わないときは書面監査を行う。)

イ 児童福祉行政立入調査【根拠法令：児童福祉法】

〔立入調査実施割合〕：1年に1回
〔管内の対象事業者数〕認可外保育施設：4
〔立入調査実績〕：4

ウ 障害児入所施設等指導監査【根拠法令：児童福祉法】

〔実地監査実施割合〕2年に1回（実地監査を行わないときは書面監査を行う。）
〔管内の対象施設数〕7（うち休止中1）
〔平成27年度実績〕実地監査 4 書面監査 2（未実施：新規指定の1施設）

エ 指定障害福祉サービス事業者実地指導【根拠法令：障害者総合支援法】

〔実地指導実施割合〕3年に1回
〔集団指導実施割合〕毎年

〔管内の対象事業所数〕 指定障害福祉サービス事業所：66
 指定一般相談支援事業所：2
 〔平成27年度実績〕 指定障害福祉サービス事業所：35
 指定一般相談支援事業所：2

オ 障害者支援施設【根拠法令：障害者総合支援法】

〔実地監査実施割合〕 2年に1回
 〔管内の対象施設数〕 8
 〔平成27年度実績〕 4

＜平成28年度重点事項＞

- ・ 適正な事務所運営、利用者処遇の具体的な対応方法、給付費等の適正な請求について重点的に指導する。
- ・ 指導に当たっては管内市町と連携して一体的・効率的な指導を行う。

(4) 介護保険について【根拠法令：介護保険法】

ア 市町への支援

区 分	支援内容及び方法等	時期
保険者である市町への助言、支援の実施	介護保険制度の円滑な運営を図るため、市町に対し必要な助言・支援を行う。	随時
市町介護保険事業計画に係る推進組織への参画	市町からの求めに応じ、介護保険事業計画の推進委員会等へ参画し、計画策定及び推進に関する支援を行う。	随時
地域包括支援センター支援	市町からの求めに応じ、地域包括支援センター運営協議会へ参画し、運営に関する支援を行う。	随時

イ 介護サービス事業者の指定及び監査の実施等

① 概 要

介護サービスを提供しようとする事業者の指定、6年ごとの指定更新事業者の決定及び変更届の受理等の事務処理を行うとともに、事業者に対して必要な助言・指導を行う。

また、介護サービス事業者の適正な運営及び高齢者の尊厳ある生活支援の実現に向けた介護サービスの質の確保・向上を図るとともに、適正な介護給付を確保するため、保険者である市町と連携して介護サービス事業者への指導・監査を実施する。

＜平成27年度実績＞

○介護給付費適正化計画に基づくもの
 実地指導 45施設
 集団指導（訪問介護） 30施設

○その他
 実地検査による監査 1施設

＜平成28年度重点事項＞

○介護給付費等の適正な請求を重点的に指導する。
 ○市町と一体となって実地指導を行うことにより効率的・効果的な指導を行う。
 ○みなし事業所を除くすべての事業者に対して少なくとも3年に1回は、実地指導する。
 ○実施予定事業所数
 実地指導 未定
 集団指導 未定

- ② 介護サービス事業者の指定状況
⇒平成28年度事業概要（資料編）に掲載

ウ 鳥取県介護保険審査会

- ① 概要
市町が行った要介護認定に関する処分に対する不服申立の審理・裁決を行うため、第三者機関として鳥取県介護保険審査会（中部合議体）を当局内に設置している。
- ② 不服申立の手続き
要介護認定に不服があるときは、申請書により当局へ審査請求の申立を行う。
なお、保険料滞納に関する処分など要介護認定に関するもの以外の不服申立については、県本庁に設置されている介護保険審査会で処理する。
- ③ 審査請求状況（平成27年度）
 - 受理件数：0件
 - 処理件数：0件
 - 取下件数：0件

エ 介護職員処遇改善加算の届出受理、前年度分の実績報告確認

- ① 概要
介護職員の処遇改善を推進するため、平成23年度まで実施していた「介護補職員処遇改善交付金」の相当分を介護報酬に円滑に移行するために例外的な取扱いとして制度が創設
- ② 届出件数
○平成27年度：52件（介護保険）、 25件（障がい福祉サービス等）

(5) 民生委員・(主任)児童委員【根拠法令：民生委員法】

ア 民生委員・(主任)児童委員の定数 (平成25年12月1日～) (人)

区分	倉吉市	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町	東伯郡計
民生委員 児童委員	138	33	46	62	42	183
主任児童委員	26	2	3	3	3	11

イ 中部民生児童委員協議会と連携し、委員のための研修会を実施するとともに本庁長寿社会課及び各町民生児童委員協議会、県民生児童委員協議会との連絡調整等を行うことにより、民生児童委員活動の推進を図る。

- ① 研修会
 - i 全員研修会
管内の民生委員・児童委員の資質向上を図るため、全員を対象として年1回開催する。
 - ii 会長・副会長・主任児童委員情報交換会
相互理解と連携、協働に基づく地域の児童福祉への組織的取組を推進することを目的として、管内の各町民生児童委員協議会長と主任児童委員との情報交換会を開催する。
- ② 町民生児童委員協議会の活動状況の把握
管内の各町民生児童委員協議会の活動状況及び活動に当たっての問題の把握に努めるため、会長、事務担当者との連絡会議等を開催する。
- ③ 民生委員児童委員活動の広報
地域住民に民生児童委員活動を周知し活動を支援するため、各町及び各町民生児童委員協議会と連携して取り組む。

- ウ 一斉改選（平成25年12月1日に実施、次回は平成28年12月）
 3年に一度の一斉改選が平成25年度に行われた。倉吉市及び東伯郡で133人（民生児童117人 主任児童 16人）の新任民生委員児童委員が委嘱された。

（6）高齢者福祉について

ア 老人ホーム入所調整委員会

中部福祉事務所に老人ホーム入所調整委員会を設置し、市町が行う養護老人ホームへの入所措置の適正な実施に対する指導、助言を行う。

イ 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

中部圏域には特別養護老人ホームが6施設、養護老人ホームが2施設、軽費老人ホームが9施設ある。当福祉保健局では、施設の適正な運営が確保されているか確認するための監査指導を実施している。

＜平成27年度実績＞

実地監査 7施設
 書面監査 6施設

2 統計調査について

国の委託による社会福祉及び保健の各種統計調査等を実施し、管内の社会福祉及び保健行政推進の基礎資料とする。

調査名	実施予定時期	調査内容等
人口動態統計調査	毎月	出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の人口動態状態を把握する。
地域保健・健康増進事業報告	4～5月頃	管内における地域住民の健康の保持及び増進を目的とした保健施策の展開等を把握する。
国民生活基礎調査		保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について、世帯面から総合的に明らかにする。 （平成28年度は、3年に1回の大規模調査の実施年度）
（世帯票・健康票・介護票）	6月頃	
（所得票・貯蓄票）	7月頃	
第8回人口移動調査 （5年に1回。）	（7月）	近年の人口移動の動向を明らかにするとともに将来の人口移動の傾向を見通すための基礎データを得る。前回調査は平成23年度に実施。